

学位請求論文における共同研究の取り扱いについて

2023 年 5 月 13 日

1. 以下の要件がすべて満たされる場合、現在進行中の共同研究（以下、共同研究）や共著論文（公刊済、掲載予定、投稿中）の内容を、学位請求論文の一部とすることを認める。

- (1) 共同研究の内容を学位請求論文の一部とすることの必要性が認められること
- (2) 学位請求論文の申請者（以下、申請者）が、共同研究の当該部分において主導的役割を果たしたと認められること
- (3) すべての共同研究者が、共同研究の内容を学位請求論文とすることを承諾していること

2. 申請者は、倫理審査申請書提出時に、指導教員の承認を得た上で、共同研究の取り扱い様式 1 に基づき、共同研究を学位請求論文に含めることを申請する。

3. 共同研究の取り扱いについて、武庫川女子大学教育研究所倫理審査委員会の議を経て、学位請求論文に共同研究の内容を含めることの必要性および共同研究において申請者の役割を確認の上、承認する。共同研究を学位請求論文に含めることの必要性が認められない場合、申請者が共同研究の当該部分において主導的役割を果たしたと認められない場合は、共同研究の内容を学位請求論文の一部とすることを認めない。

4. 学位請求論文の本文中に、共同研究の箇所および当該箇所における申請者の役割を明記するものとする。

5. 共同研究者が当該学位請求論文の主査である場合は、次のいずれかの方法により論文審査の公正性を確保する。なお、(2)、(3)による場合は、申請者の所属する専攻から 1 名を論文審査委員に追加するものとする。

- (1) 論文審査委員から外れる
- (2) 主査を共同研究者以外の者に交代する
- (3) 論文審査委員の構成員以外の者に試問を委嘱する

6. 申請者は、学位請求論文提出時に、共同研究の取り扱い様式 2 に基づき、すべての共同研究者の承諾書を提出する。共同研究者は、承諾書において、同一論文に基づく学位請求の権利の放棄並びに学位請求論文の開示の承諾の意思表示を自署で行う。

附 則 この申合せは、令和 5 年 5 月 13 日から施行する。